

導入促進基本計画

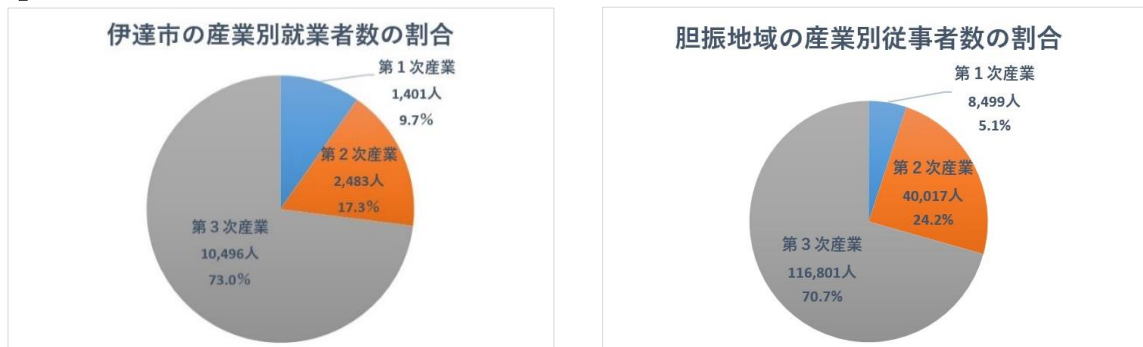
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊達市の人口は昭和60年以降、ほぼ横ばいで推移しており、平成22年の国勢調査では36,278人であったのが、平成27年の国勢調査では34,995人、令和2年の国勢調査では32,826人と減少傾向となっている。人口減少とともに高齢化も進み、老年人口（65歳以上）は平成7年では19.2%であったのが、平成27年では34.6%、令和2年では38.4%と増加しており、高齢化が顕著となっている。

産業構造については、産業別就業者数を令和2年の国勢調査で見ると、第一次産業が1,401人（9.7%）、第二次産業が2,483人（17.3%）、第三次産業が10,496人（73.0%）となっており、胆振地域全体と比較すると、第一次産業、第三次産業の割合に比べて製造業を含む第二次産業の割合が低くなっている。【図1】

【図1】



平成28年経済センサス基礎調査の従業者規模別事業所数を見ると、伊達市の事業所の92%が従業者数19人以下となっており、伊達市の経済は中小企業により支えられていると言える。【図2】

【図2】



人口の減少とともに商工業者数も減少しており、商工業についての店舗数、従業員数の推移を見ると、平成19年度では432店舗、3,391人であったのが、令和3年度では299店舗、2,738人まで減少している（商業統計調査、工業統計調査、経済センサス - 活動調査）。

また、産業別の付加価値額でみると、第三次産業の卸売業・小売業（16.40%）と医療・福祉（29.45%）の2業種で市全体の約半分を占めており、製造業などの第二次産業の割合は低くなっている。【表1】（平成28年経済センサス - 活動調査）

このことから、市の大半を占める中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが喫緊の課題となっている。

【表1】伊達市の産業別付加価値額の割合

	付加価値額(百万円)	割合
農林漁業	942	2.30%
建設業	3,967	9.67%
製造業	3,723	9.08%
運輸業, 郵便業	1,366	3.33%
卸売業, 小売業	6,724	16.40%
金融業, 保険業	1,587	3.87%
宿泊業, 飲食サービス業	2,422	5.91%
生活関連サービス業, 娯楽業	2,381	5.81%
医療, 福祉	12,078	29.45%
複合サービス事業	1,617	3.94%
その他	4,204	10.24%

(2) 目標

伊達市の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、次世代の担い手の育成や新たに就業する者にとって魅力のある産業の発展を促す必要がある。

労働生産性の向上のためには、税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、支援していくことが必要である。このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊達市の産業構造は様々な分野の産業が存在し、ひとつの産業に偏在していないため、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要となる。よって、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。ただし、直接的な雇用の安定につながらないため、太陽光発電設備は本計画の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

伊達市では、国道37号沿いに大型のスーパーマーケットや自動車販売店等が立地しており、市役所通りを中心に商店街が形成されている。工業については、伊達ICに隣接する松ヶ枝地区中小企業団地と工業専用地域である伊達長和工業団地を有し、両団地とも複数の企業が立地操業している。また、農畜水産の加工品の製造・販売を行う事業者も市内全域に点在している。

これらのことから、市の全域において生産性を向上させる必要があり、伊達市全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

伊達市の産業構造においては、一つの産業に偏在していないため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT・AI導入による業務の自動・効率化、省エネの推進、行政区域の枠を超えて海外市場等を見据えた連携等多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上と見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月22日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則2年間であるが、市全体および商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。